

# 公立大学法人横浜市立大学発ベンチャーの支援に関する規程

制 定 平成 29 年 6 月 1 日 規程第 33 号  
最近改正 令和 6 年 9 月 1 日 規程第 64 号

## (趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人横浜市立大学（以下「本学」という。）におけるベンチャー企業（以下「大学発ベンチャー」という。）の適正な支援を図るために必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第 2 条 この規程において、「大学発ベンチャー」とは、出資者の責任の範囲が有限責任の形態による設立後概ね 5 年以内（設立準備中含む）の企業のうち次の各号のいずれかに該当するものかつ、事業内容が社会や地域の課題解決に資するものをいう。

- (1) 本学で達成された研究成果（知的財産権含む）又は習得した技術等に基づくものの
- (2) 本学の教職員等（本学の教員及び職員（客員教員等、非常勤職員を含む。）をいう。以下同じ。）又は学生等（学部生、大学院生、研究生、研究員その他本学において教育・研究に携わる者をいう。以下同じ。）が所有する知的財産権をもとに設立又はその設立に深く関与するもの
- (3) 本学の教職員等又は学生等がベンチャー企業の者となる、若しくはその設立に深く関与するもの。ただし、教職員等においては「公立大学法人横浜市立大学兼業規程」（以下「兼業規程」という。）にて許可された内容であること。
- (4) 上記のもののほか、本学の教職員等又は学生等であった者が、退職、卒業又は修了の後、原則として 3 年以内にベンチャー企業等の設立者となる、若しくはその設立に深く関与するもの

## (支援の条件)

第 3 条 大学発ベンチャーの支援を受けようとするものは、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 第 2 条に規定する大学発ベンチャーの定義に該当していること。
- (2) 事業内容等が公序良俗に反しないこと。
- (3) 本学に対する名誉棄損、誹謗中傷、業務妨害等のおそれがないこと。
- (4) 学生等が企業等を設立する場合は、所属学部または研究科等の長が認めるもの。  
なお、学生等の卒業後はこの限りではない。

## (支援内容)

第 4 条 本学は、次に掲げるもののうち、大学発ベンチャーの事業目的、本学への貢献内容等に応じて、本学の管理運営及び教育研究等に支障のない範囲において支援を行うことができるものとする。

なお、第 2 条第 1 号または第 2 号に該当する企業は本条全てを支援内容の範囲とし、第 3 号または第 4 号に該当する企業においては、本条第 1 号、第 2 号、第 5 号及び第 7 号を支援内容の範囲とする。

(1) 称号を付与すること。

なお、称号は第2条第1号または第2号については「横浜市立大学発認定ベンチャー」とし、第3号または第4号については「横浜市立大学発ベンチャー」を付与するものとする。

(2) 本学の商標を使用させること。

(3) 本学の施設及び研究設備を使用させること。

ただしその場合、各キャンパスの施設・設備利用基準等に基づき使用許可を受けるものとする。

(4) 法人登記上の住所を当該施設の住所とさせること。

(5) 法人の郵送物配送先住所を本学の指定場所とさせること。

(6) 本学が所有する知的財産権、ノウハウ等の使用に関する優遇措置を与えること。

(7) その他理事長が必要と認めること。

2 大学発ベンチャーが前項第1号及び第2号の称号及び商標を使用したことによって生じた損失及び損害について、本学は、いかなる法的責任も負わないものとする。

(支援期間)

第5条 大学発ベンチャーへの支援期間は、3年を超えない範囲で理事長が必要と認める期間とする。ただし、合計5年を超えない範囲では再申請を妨げない。

2 前項にかかわらず、前条第1号「称号付与」の支援については、期間の制限を設けない。

3 第1項に定める支援期間中に前条第3号、第4号または第5号の支援を受けていいる大学発ベンチャーが、支援期間終了後に当該支援の継続を希望する場合、产学連携戦略委員会の承認を受けた上で、別に定める使用条件の下で継続支援を受けることができる。

(支援の申請)

第6条 第4条第1項各号に掲げる支援を受けようとする場合は、理事長に「大学発ベンチャー支援申請書」(第1号様式)を提出しなければならない。

(支援の決定)

第7条 第6条の申請があったときは、研究・产学連携推進センター(以下、「センター」という。)の議を経て、支援の可否を理事長が決定するものとする。

(決定の通知)

第8条 理事長は大学発ベンチャーへの支援の可否を決定したときは、「大学発ベンチャーへの支援の決定通知」(第2号様式)又は「大学発ベンチャーへの不支援の通知」(第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

2 前項の通知を行ったときには、センターは、本学内の関係部署にその決定内容を報告するものとする。

(支援に附帯する手続)

第9条 第8条第1項の規定に基づき支援内容の通知を受けた者及び関係する本学の教職員は、速やかに本学の関係規程等に従い、必要な手続を執らなければならない。

(事業報告等)

第10条 大学発ベンチャーの代表者は、支援期間中は毎年度、「大学発ベンチャー事

業報告」（第4号様式）により、事業報告書を理事長に提出しなければならない。

- 2 理事長は、前項により提出された事業報告書を本部会議に提出し、意見を求めることができるものとする。
- 3 大学発ベンチャーは、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、速やかにその旨を理事長に報告しなければならない。
  - (1) 会社法（平成17年法律第86号）に定める解散
  - (2) 破産法（平成16年法律第75号）に定める破産宣告
  - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に定める再生手続き
  - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に定める更生手続き
  - (5) 不正競争防止法（平成5年法律第47号）第21条及び第22条に定める罰則が、裁判によって確定した場合  
(支援の決定の取消し)

第11条 理事長は、大学発ベンチャーが次の各号のいずれかに該当する場合は支援の決定を取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定する大学発ベンチャーの定義から著しく逸脱した場合
- (2) 社会的信用を失墜する行為を行った場合
- (3) 企業活動の実態がなくなった場合
- (4) 大学発ベンチャーから支援の取消しの申出があった場合
- (5) 前条第1項の事業報告を拒否した場合
- (6) 前条第3項各号のいずれかの報告を受けた場合
- (7) 兼業規程における兼業が許可されない場合
- (8) その他大学発ベンチャーとして支援を継続することが適当でないと理事長が認めた場合

(解散後の支援の申請)

第12条 大学発ベンチャーが解散した場合であって、当該大学発ベンチャーの関係者が新たに法人を設立し、当該大学発ベンチャーが実施していた事業と同等の事業を実施する場合、新たに設立された法人は、当該大学発ベンチャーの支援期間を超えない範囲で第6条の申請を行うことができる。

(事務)

第13条 大学発ベンチャー支援に関する事務は、研究・产学連携推進課が行う。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

#### 附 則（平成29年規程第33号）

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

#### 附 則（平成30年規程第65号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

なお、本規程施行日において本学が支援を行っている別紙の大学発ベンチャーにあたっては、本規程の第1条から第4条及び第6条から第14条を準用するものとし、本

規程の施行日より 3 年を超えない範囲で理事長が必要と認める支援期間とする。ただし、理事長が必要と認めた場合、施行日より 5 年間までを支援期間とすることができる。

附 則（平成 31 年規程第 47 号）

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年規程第 30 号）

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年規程第 64 号）

- 1 この規程は、令和 4 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の改正に伴い、令和 4 年 10 月 31 日までに支援が決定しているまたは、支援をしている大学発ベンチャーについては支援決定時の支援内容に従う。ただし、第 4 条第 1 号及び第 5 条については本改正に準ずるものとする。
- 3 附則（平成 30 年規程第 65 号）における別紙については該当期間が終了したことから取り扱いを終了する。

附 則（令和 6 年規程第 60 号）

この規程は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年規程第 64 号）

この規程は、令和 6 年 9 月 1 日から施行する。